# たじみ監督署 安全衛生だより

### 職場における受動喫煙防止について ~平成27年6月1日から施行~

平成26年6月25日公布の労働安全衛生法の一部改正により、職場における受動喫煙防止が努力義務化され ました。職場における受動喫煙対策に係る法令・通達の概要は、下記のとおりです。

#### 職場での受動喫煙防止対策に係る関係法令の概要(平成27年6月以降)

### 【第68条の2(受動喫煙の防止)】

事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされ ることをいう。第71条第1項において同じ。)を防止するため、<u>当該事業者及び事業場の実情に応じ適切</u> な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### ● 改正安衛法第68条の2の解釈

具体的には、事業者において当該事業者及び事業場の実情を把握・分析し、その結果等を踏まえ、 実施可能な措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めること。

#### ● 実情の例

×: 2

部

長通

<del>達</del>3

特に配慮すべき労働者がい

- る場合、格別の配慮が必要 ・特に配慮すべき労働者 (妊婦、未成年等)の有
- 空気環境の測定結果
- 施設構造 労働者や顧客の理解度、
- 意見要望、喫煙状況

#### ● 適切な措置

施設・設備面の対策だけで なく、例えば「担当部署の指 定」「計画策定」「教育」 「周知」などのソフト面の対 策も含まれること。

● 講じる措置の決定時の手続 様々な意見を聴取等で把握 した上で、衛生委員会等で検

#### ● その他

- ・改正法の施行に伴い、衛生 委員会等の付護事項に職場 の受動喫煙防止対策に関す る事項が含まれること。
- 平成15年5月9日付け基発 第0509001号 「職場における 喫煙対策のためのガイドラ インについて」は廃止

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の 適切かつ有効な実施を図るため、(中略)受動喫煙 の防止のための設備の設置の促進、事業場におけ る健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向 上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

#### ● 改正安衛法第71条の国の援助

国は、改正安衛法施行時点で、以下 の3つの支援事業を実施。

- ① 受動喫煙防止対策助成金 (喫煙室等の設置費用の1/2を助成)
- ② 相談支援事業 (技術的な相談窓口、説明会(無料))
- ③ 測定支援事業 (風速計等の測定機器の無償貸与)

# ● 妊婦、未成年等への配慮

労働者に妊婦、呼吸器疾患 等をもつ者、未成年がいる場 合、格別の配慮が必要

▶職場の空気環境の測定

(具体的な測定方法の例も記載)

● 推進計画の策定

● 担当部署等の指定

● 施設・設備

定期的に測定を行い、適切な環境の維持に努めること。

実情の把握・分析の結果、 屋外喫煙所、喫煙室又は換気 措置を選択した場合の具体的 な取組み方法の例を記載

- 受動喫煙に関する教育等
- 情報の収集、提供等

#### ● 経営幹部、管理者及び 労働者の役割・意識

- その他
- ・職場が多数の者が利用す る公共の空間を兼ねてい る場合は、健康増進法の 適用も受けることになるこ
- ※1 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年 法律第82号、平成27年6月1日施行)
- ※2 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施 行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関 する省令等の施行について(平成27年5月 労働基準局長通達)
  - → 改正安衛法の法解釈を示したもの
- ※3 労働安全衛生法の一部を改正する法律に基 づく職場の受動喫煙防止対策の実施につい
  - (平成27年5月安全衛生部長通達)
  - → <u>事業者が措置を決定する際に参考となる</u> 情報等を示したもの

## 主要な業種別労働災害発生状況(平成26年と平成27年の比較 6月末現在速報値)

業種別	平成27年 (1月~6月)	平成26年 (1月~6月)	増減数	増減率	構成率
全産業	133	143 ( 1 )	-10 ( -1 )	-7.0%	100.0%
製 造 業	54	53	1	1.9%	40.6%
食料品	11	9	2	22.2%	8.3%
窯業土石	18	22	-4	-18.2%	13.5%
機械金属等	14	15	-1	-6.7%	10.5%
建設業	12	15	-3	-20.0%	9.0%
土木工事	1	3	-2	-66.7%	0.8%
建築工事	6	9	-3	-33.3%	4.5%
運送業	7	14 ( 1 )	-7 ( -1 )	-50.0%	5.3%
陸上貨物	6	13 ( 1 )	-7 ( -1 )	-53.8%	4.5%
農林・畜産・水産業	1	1	0	0.0%	0.8%
商業等	58	60	-2	-3.3%	43.6%
小売業	16	23	-7	-30.4%	12.0%
社会福祉	3	11	-8	-72.7%	2.3%
接客娯楽業	16	15	1	6.7%	12.0%
ゴルフ場	11	13	-2	-15.4%	8.3%

この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の死傷災害を集計したものです。

カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

#### 災害事例

災害発生概要 台車から荷物(原料)が落下したため負傷した 休業見込み 男 災害程度 業種 製造業 職種 作業員 年 齢 40代 性 別 経 験 1カ月 3カ月 サヤ詰めした原料を乗せた台車を移動させる 事故の型 飛来、落下 起因物 その他の材料 作業中、固定レールとトラバーサーのレールの 〈概略図〉 つなぎ目に台車の車輪が引っ掛かり動かなく なり、台車を押し戻したところ、台車が脱線して いたため、その衝撃でサヤが崩れて落下し、頭 部をかばうため頭を抱えた右腕に直撃した。 サヤ詰めした原料 トラバーサーの固定用ストッパーが不完全 で、固定レールとトラバーサーレールのつなぎ 目がずれていて台車が通過できなかったこと。 人力で無理に台車を押したことにより脱線し、 衝撃で積み上げたサヤが崩れて落下したこと。 トラバーサー のレール トラバーサーがストッパーにより完全に固定さ れていることを確認後、台車を移動させる。  $(\circ)$ 0 ・サヤを崩れ難くい積み方とし、台車を人力で 移動させるときはサヤを固定する等の落下防 止措置を講ずる 台車 固定レール ・物体が落下するおそれある作業を行うとき 防 は、ヘルメット等の保護具を着用する。 止 トラバーサー 安全に作業を行うための作業手順を徹底す 策 る。 ・今回の労働災害の発生を契機に安全衛生教 育を実施して、労働者の安全衛生意識の高揚 を図る。

